

大阪ガス株式会社

いっとくパス加盟店規約

2022 年 10 月 1 日 制定

2022 年 12 月 19 日 改定

2023 年 4 月 1 日 改定

2023 年 6 月 1 日 改定

2024 年 2 月 1 日改定

いっとくパス加盟店規約

いっとくパス加盟店規約（以下「本規約」といいます。）には、大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます。）と業務用店舗がいっとくパス加盟店となるための条件及び、当社と登録事業者（以下「いっとくパスパートナー」といいます。）との間の権利義務関係が定められています。いっとくパス登録店の登録申請に際しては、本規約の全文をお読みいただいた上で、本規約に同意いただく必要があります。また、いっとくパス加盟店と関西おでかけ納税、及びその他大阪ガスが発行するデジタルチケットの加盟店は共通となります。関西おでかけ納税における加盟店規約については別途定めています。

第 1 条（規約の適用）

1. 本規約は、当社といっとくパスパートナーとの間における、いっとくパスの利用に関する一切の関係について適用されます。

第 2 条（用語の定義）

1. 「デジタル商品券」とは、電磁的方法によりスマートフォン等の端末の画面上に記載された金額についていっとくパス加盟店における商品代金に充当できる電子商品券（いっとくパス商品券、おでかけ商品券、その他大阪ガスが発行するデジタルチケット）をいいます。
2. 「デジタルクーポン」とは、電磁的方法によりスマートフォン等の端末の画面上に記載された商品についていっとくパス加盟店において提示と引換えに提供を受けることができる電子商品券をいいます。
3. 「いっとくパス」とは、デジタル商品券及びデジタルクーポンの 2 種類の電子商品券をいいます。
4. 「いっとくパス加盟店」とは、業務用店舗のうち、いっとくパスを使用可能な店舗として登録されている店舗をいいます。業務用店舗は第 3 条に定める手続きにより、いっとくパス加盟店となることができます。
5. 「登録店舗証」とは、いっとくパス加盟店であることを証する、当社が発行する証書をいいます。
6. 「ポスター等」とは、消費者に対していっとくパス加盟店であることを表示することを目的として、当社が発行した掲示物等をいいます。
7. 「本サイト等」とは、当社が運営するウェブサイトその他当社が発行する広告媒体をいいます。
8. 「事業者」とは、業務用店舗の運営主体たる法人又は個人をいいます。

9. 「いっとくパスパートナー」とは、事業者のうち、いっとくパス加盟店の運営主体たる法人又は個人をいいます。
10. 「使用者」とは、いっとくパスをいっとくパス加盟店で使用する者をいいます。
11. 「いっとくパス取引」とは、使用者がいっとくパス加盟店より商品提供等を受けた場合に、その代金相当額をデジタル商品券により支払う取引及びデジタルクーポンにより商品提供を受ける取引をいいます。
12. 「いっとくパス取引精算」とは、本規約に基づき、当社といっとくパスパートナーとの間で行う、いっとくパス取引のうちデジタル商品券による代金支払いが行われたものに対する精算をいいます。
13. 「消し込み」とは、使用者がいっとくパスをいっとくパス加盟店で使用した際に、コード読み取りにより、いっとくパスを使用済み登録又は金額減算することをいいます。
14. 「コード読み取り」とは、使用者がスマートフォン等の通信端末のカメラを通して二次元コードを読み取ることをいいます。

第 3 条 (いっとくパス加盟店の申し込み)

1. 自己の運営する業務用店舗についていっとくパス加盟店とすることを希望する事業者は、本規約を遵守することに同意した上で、所定のいっとくパス加盟店申込書に必要事項を記載の上、当社に申し込みいただきます。
2. 当社は、事業者より申込があった場合、当社所定の取引基準に基づき、申込のあった業務用店舗をいっとくパス加盟店として登録いたします。
3. 当社は前項の登録が完了した場合、当該店舗に登録完了通知登録店舗証、ポスター等を送付します。
4. 一事業者において複数の業務用店舗をいっとくパス加盟店とすることを希望する場合は、事業者は店舗単位で申し込むものとします。
5. いっとくパスパートナーはいっとくパス加盟店において、登録店舗証を店内の消費者から良く見える場所に掲示し、ポスター等を消費者から良く見える場所に掲示するよう努めるものとします。
6. いっとくパスパートナーは、当社からいっとくパスの取扱いに関する調査協力依頼があった場合、速やかに協力するものとします。
7. いっとくパスパートナーはいっとくパス加盟店において、登録店舗証、ポスター等を本規約に定める目的以外の用途に使用してはならないものとし、これを第三者に使用させてはならないものとします。
8. 当社から事業者に対し、いっとくパス加盟店としての登録、本サイト等での店舗情報の掲載及びチケット運用について、費用を請求することはありません。
9. 当社は、第 1 項の申込みの際に審査を行うものとし、当社がいっとくパス加盟店として不適切と判断した場合は、申込みを承諾しないことがあること、承諾後であっても、当

社が不適切と判断した場合は承諾の取消しを行うことがあることについて、事業者はあらかじめ同意するものとします。

10. 当社から事業者に対する通知は、当社の選択により、事業者が当社に届け出た住所への郵送、メールアドレスへの送信、電話番号への架電又は当社のウェブサイトへの掲載その他当社が指定する方法により行います。当該方法のいずれかにより通知を発信した時点（郵送の場合は消印有効日）において、当社から事業者に対する通知がなされたものとみなします。なお、当社が、当該方法のいずれかにより通知したにもかかわらず、当該通知が到達しないことによる事業者の不利益について、当社は一切の責任を負わないものとします。本項の規定は、特別の規定がない限り、本条以外にも準用されるものとします。

第 4 条（本サイト等に掲載するいっとくパス加盟店情報）

1. いっとくパスパートナーは、当社がいっとくパスの利用促進のために、いっとくパスパートナーの個別の了承なしに本サイト等にいっとくパス加盟店の名称及び所在地等店舗情報を掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとします。
2. 前項に係り、いっとくパスパートナーは当社に対しいっとくパス加盟店の店舗情報として当社へ原稿、写真等を入稿するものとし、以下の事項を遵守するものとします。なお、原稿の作成や写真撮影にかかる費用、入稿や当社との連絡にあたっていっとくパスパートナー側に発生する通信費等は全ていっとくパスパートナー負担とします。
 - ① 法令に反する情報、公序良俗に反する情報ではないこと
 - ② 第三者の権利を侵害する又は侵害のおそれのある情報ではないこと（第三者が運営するサイトに掲載されている情報を第三者の許可なく、転載することは禁止します。）
 - ③ 第三者を誹謗中傷する情報ではないこと
 - ④ 虚偽又は誇張した情報、事実と反する情報ではないこと
3. 当社はいっとくパスパートナーから提供された店舗情報が本サイト等への掲載に適する内容か否かを審査するものとします。また、いっとくパスパートナーは当社が必要に応じて掲載した店舗情報の削除、変更を行う場合があることを承諾するものとします。いっとくパスパートナーは店舗情報に変更が生じた場合、その旨を直ちに当社に報告するものとします。
4. 本サイト等に掲載された店舗情報により、いっとくパスパートナー及び使用者に損害が生じた場合、当社はいかなる場合においても責任を負わないものとします。

第 5 条（届出事項の変更）

1. いっとくパスパートナーはいっとくパス加盟店について、店舗名、代表者、電話番号、メールアドレス、振込指定金融機関口座等、そのいっとくパス加盟店申込書に記載した

事項に変更が生じた場合には、直ちに所定の方法により当社へ届け出るものとします。

2. 前項の届出がないために、当社からの通知若しくは送付書類が延着し、又は到着しなかった場合には、通常到達すべきときにいっとくパスパートナー又はいっとくパス加盟店に到着したものとみなすものとします。

第 6 条（地位の譲渡等）

1. いっとくパスパートナーは、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
2. いっとくパスパートナーは、いっとくパス取引に関する当社に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できないものとします。

第 7 条（業務の委託）

1. 当社は本事業に係る業務を第三者に委託できるものとします。
2. いっとくパスパートナーは、本契約に基づいて行う業務の全部又は一部を第三者に委託できないものとします。
3. 前項にかかわらず、当社が事前に承諾した場合には、いっとくパスパートナーは第三者に業務委託を行うことができるものとします。
4. 前項により当社が業務委託を承諾した場合においても、いっとくパスパートナーは本規約に定めるすべての義務及び責任について免れないものとします。また、業務委託した第三者（以下「業務代行者」という）が委託業務に関連して当社に損害を与えた場合、いっとくパスパートナーは業務代行者と連帯して当社の損害を賠償するものとします。
5. いっとくパスパートナーは、業務代行者を変更する場合には、事前に当社の承諾を得るものとします。

第 8 条（いっとくパスパートナーの義務、差別的取扱いの禁止等）

1. いっとくパスパートナーはいっとくパス加盟店において、本規約及び当社が別途提供するいっとくパス取扱マニュアルに基づき商品提供等を行うものとします。
2. いっとくパスパートナーはいっとくパス加盟店において、有効ないっとくパスを提示した使用者に対し、いっとくパスの取扱いを拒絶したり、現金等により支払う場合と異なる代金を請求したり、いっとくパスの取扱いの金額に本規約に定める以外の制限を設ける等、いっとくパスの使用者に不利となる差別的取扱いを行わないものとします。
3. いっとくパスパートナーは、有効ないっとくパスの使用者からいっとくパスの取扱い又は商品等に関し、苦情、相談を受けた場合、いっとくパスパートナーといっとくパスの使用者との間において紛議が生じた場合及び法令に違反する取引の指摘又は指導を受けた場合には、いっとくパスパートナーの費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとします。
4. いっとくパスパートナーは、いっとくパス加盟店においていっとくパス取引を行う場

合には、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認するものとします。

- ① いっとくパス利用画面
 - ② いっとくパスに記載された利用金額又はクーポン利用画面
 - ③ 使用者が決済ボタンを押した後の支払完了画面のいっとくパス加盟店名、決済金額、決済日時
5. いっとくパスパートナーは、使用者がデジタルクーポンを使用する場合、提示された画面を確認のうえ、画面上に記載された商品を当該使用者に無料で提供するものとします。
 6. いっとくパスパートナーは、システムの障害時、通信障害、時又はシステムの保守管理に必要な時間及びその他やむを得ない場合には、いっとくパス取引を行うことができないことをあらかじめ承諾するものとします。その場合の逸失利益、機会損失等についてはいかなる場合にも当社は責任を負わないものとします。
 7. いっとくパスパートナーは、いっとくパス加盟店において使用者のスマートフォンの故障等によりコード読み取りが行えない場合は、いっとくパス加盟店毎に個別に割り当てた数字を用いる方法により消し込みを実施するものとします。
 8. 当社は、消し込みがあった場合に、当社が定める日にデータを更新します。なお、いっとくパスパートナーは、いっとくパス加盟店における売上額日計及び振込金額を必ず確認するものとします。
 9. いっとくパスパートナーは、1件のいっとくパス取引として処理されるものを、金額の分割等により、複数のいっとくパス取引にすることを禁じます。

第 9 条（取引の取消し及び返金の禁止）

いっとくパス加盟店は、いっとくパス取引の取消しを申し出た使用者に対し、取消し及び返金対応することはできないこととします。

第 10 条（対象商品等）

1. いっとくパスパートナーは、いっとくパス加盟店における飲食物、商品、及びこれらに関連するサービスの提供をする取引について、いっとくパス取引の対象とすることができます。ただし、別表第 1 に該当するものは対象外とします。
2. 当社といっとくパスパートナーは、各いっとくパスパートナーが運営するいっとくパス加盟店におけるデジタルクーポンによる無償提供の対象商品について、あらかじめ協議の上で合意するものとします。

第 11 条（釣り銭）

いっとくパスパートナーは、いっとくパス加盟店におけるいっとくパス取引において、いか

なる場合であっても、釣り銭は支払わないものとします。

第 12 条（商品等の引き渡し）

いっとくパスパートナーは、いっとくパス加盟店において商品提供等行う場合、使用者に対し、原則として直ちに商品等を引き渡し、又は提供するものとします。いっとくパスパートナーは、直ちに商品等を引き渡し又は提供することができない場合には、使用者に書面をもって引き渡し時期等を通知するものとします。

第 13 条（いっとくパスの不正使用等）

1. いっとくパスパートナーは、いっとくパス加盟店において提示されたいっとくパスの真贋に疑義があった場合には、いっとくパス提示者又は使用者に対し商品提供等を行わないものとし、その事実を直ちに当社に連絡するものとします。
2. いっとくパスパートナーは、いっとくパス加盟店において提示されたいっとくパスの金額に対して消し込みを実施する際、使用者が決済ボタンを押した後の支払完了画面のいっとくパス加盟店名、決済金額、決済日時が表示されない場合には、使用者に対していっとくパス取引を行ってはならないものとします。
3. 万が一、いっとくパスパートナーが前項に違反して商品提供等を行った場合、いっとくパスパートナーは当該代金全額について一切の責任を負うものとします。
4. 偽造、変造、模造されたいっとくパスに起因する売上等が発生し、当社がいっとくパスの使用状況等の調査の協力を求めた場合には、いっとくパスパートナーはこれに協力するものとします。また、いっとくパスパートナーは、当社から指示があった場合もしくははいっとくパスパートナーが必要と判断した場合には、いっとくパス加盟店の所在地を所轄する警察署等へ当該売上に対する被害届を提出するものとします。

第 14 条（いっとくパス取引精算）

1. いっとくパス取引精算にかかる精算手数料は無料とします。
2. 当社がいっとくパスパートナーに対し支払ういっとくパス取引精算金は、いっとくパス加盟店において前月 26 日から当月 10 日までの使用分、および当月 11 日から当月 25 日までの使用分ごとに、当該締切日までの間に当社に到着した取引データに係るいっとくパス使用金額の総額をいっとくパスパートナー指定のいっとくパス加盟店の金融機関口座に振り込むことにより支払うものとします。
3. いっとくパスパートナーの登録不備等により、振込ができなかった場合は、正しい登録情報を確認できた場合に限り、未入金分を合算して次回振り込むものとします。

第 15 条（いっとくパス加盟店による登録抹消の申し入れ）

1. いっとくパスパートナーがいっとくパス加盟店について、いっとくパス加盟店登録の

お、いっとくパスパートナーは調査に協力するものとします。

2. 当社は、前項の調査が完了するまで遅延損害金を支払う義務を負うことなく、いっとくパス取引精算金の支払いを保留することができるものとし、調査開始より 30 日を経過してもその疑いが解消しない場合には、いっとくパス取引精算を拒絶することができるものとします。

第 18 条（反社会勢力との取引拒絶）

1. いっとくパスパートナーは、いっとくパスパートナー、いっとくパスパートナーの関係会社、いっとくパス加盟店及びそれらの役員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が、以下の事項のいずれにも該当しないこと及び行わないことを表明し保証するものとします。
 - (1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）
 - (2) 暴力団員（暴力団の構成員）
 - (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）
 - (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力しもしくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を使用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業）
 - (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、生活の安全に脅威を与える者）
 - (6) 社会運動等標榜ゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、又は標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、社会の安全に脅威を与える者）
 - (7) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人）
 - (8) 自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないこと
 - ア) 暴力的な要求行為
 - イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - オ) その他前各号に準ずる行為

2. ひとつくパスパートナーが前項の規定に違反していることが判明した場合、又は違反している疑いがあると当社が認めた場合、当社は、直ちに当該ひとつくパスパートナーに係るひとつくパス加盟店の登録を取り消すことができるものとし、その場合に当社に生じた損害については当該ひとつくパスパートナーが賠償するものとし、また、この場合、当社は、遅延損害金を支払う義務を負うことなく、ひとつくパス取引精算金の全部又は一部の支払いを保留することができるものとし、
3. 当社はひとつくパスパートナーが 1 項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づきひとつくパス取引を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、ひとつくパス加盟店は、ひとつくパス取引を行うことができないものとし、

第 19 条（登録の抹消取消の効果）

1. 第 16 条又は第 18 条 2 項により、ひとつくパス加盟店の登録を抹消又は取り消した場合、当社はひとつくパスパートナーに対し、抹消日又は取消日を記載した書面にて通知します。
2. 登録が抹消又は取り消された業務用店舗について、事業者は当社に対し、本規約に係り何らの請求もできないものとし、但し、前項の日付以前に発生したひとつくパス取引精算金については、当社は第 14 条に基づき支払うものとし、
3. 事業者は、1 項の通知をされたときは、直ちに事業者の負担において、登録店舗証、ポスター等を返却するものとし、

第 20 条（規約の変更）

当社はひとつくパス加盟店の同意を得ることなく、本規約を変更することがあるものとし、この場合、当社は、適用開始日の 2 週間前までに当社ホームページ上で改定後の本規約を提示するものとし、事業者の本サービスの利用条件は変更後の規約によるものとし、

第 21 条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は本契約の成立日より 1 年間とする。ただし、期間満了の 1 か月前までに当社又は事業者のいずれからも書面又はメール等当社が指定する方法による更新拒絶の意思表示がない限り、本契約は同一条件で 1 年間更新されるものとし、以後も同様とします。
2. 前項にかかわらず、本契約が解約若しくは解除された場合又はひとつくパスが終了した場合若しくはひとつくパス加盟店が営業を中止する等となった場合は、本契約は終了するものとし、

第 22 条（合意管轄裁判所）

事業者又はいっとくパスパートナーは、いっとくパスに関して当社との間に紛争が生じた場合、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第 23 条（準拠法）

本約款に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。

附則

1. 本規約は 2022 年 8 月 25 日から効力を有します。

別表第 1

区分	事例
換金性、投機性の高いもの	商品券、ビール券、図書カード、文具券、ギフト券等の各種商品券、切手、印紙、プリペイドカード、有価証券、株等の個人による出資等
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの及び同条第 1 項 5 号に規定する射幸心をそそるおそれのある遊戯出資や債務の支払い、事業所間の支払い	店舗型性風俗特殊営業 店舗型電話異性紹介営業 無店舗型性風俗特殊営業 無店舗型電話異性紹介営業 映像送信型性風俗特殊営業 パチンコ、マーチャン等 出資、仕入れ等の事業資金
国や地方公共団体等への支払い	税、公共料金、宝くじ等
消費拡大につながらないもの	振り込み代金・手数料、電気・ガス料金、土地・家屋の購入・賃貸、診療費治療費等

2024 年 2 月 1 日改訂